

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	木村 (木村町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状や課題としては、当地区農業者は(45歳～65歳)中間年齢者と(65歳～80歳)高齢者として作業を行っています。平日は主に高齢者による作業、休日には中間年齢者が出られるだけ出てもらって作業を回っています。高齢化が進んでいる今、今後は若手(45歳まで)の出役を期待して進めて行きます。 中間層の方に大特免許や各機械講習会の参加もしていただいています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在も行っている、環境こだわり農業を継続し、高品質な水稻及び小麦の作付け体系を確立し、新たな作物の栽培も計画していきたいです。地区内の農地集積を進め、(農)木村営農組合として安定を図ります。また近隣の大規模農業者、営農組合に作業委託をするなどして栽培品種・栽培方法を検討して進めて行きます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在、(農)木村営農組合に未加入の農業者と10年後までに営農組合加入の話が来ています。現状のままで進めて行きたいと思っています。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、中間管理機構と契約をしている契約日終了以降は、個人さんと営農組合で契約を予定。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は土地改良が出来ていますが、後付け畦畔が有り段差の少ない所は撤去して田面を拡大したいです。また暗渠排水が入っていないので補助金の付く間に設置したいと考えています。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の中間年齢者の機械作業の免許の取得や講習会の参加もしてもらっている。今後の作業計画には、近隣の営農組織や大型農業者と作業委託等を計画の中に含んでいきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協の購買課には肥料・除草剤等の購入、営農販売課は水稻芽出し苗購入、環境こだわり米・輸出米・通常米の買い取り、カントリーの利用、機械関係の購入や修理をお願いしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②滋賀県 環境こだわり米農産物の栽培に取り組み実施していきます。 ④輸出米の取り組み実施していきます。 ⑦若手・中間層のの機械作業等の熟練者の指導や免許取得や講習会の参加を進めていきます。				